

久留米市長 原口 新五 あて

所在地

名称

代表者職氏名 ⑩

参加資格に係る申立書

体験型旅行商品プロモーション業務(コト消費推進事業)公募型プロポーザル実施要項に係る参加資格について、下記のとおり申し立てます。

記

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではない。
- 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を現に受けていない。
- 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない。
- 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でない。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者に該当しない。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者に該当しない。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者でない。

※ 該当する項目の□欄にレ点を記入すること。